

水道決算審査特別委員会会議録

平成14年6月10日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎山本 直子 ○浅井 正八 中西 和夫
里川 宜志子 萬里川 美代子 中川 靖広
小野議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収 入 役 中野 秀樹 総 務 部 長 植村 哲男
上下水道部長 辻 善次 上水道課長 御宮知 恒夫
同課長補佐 佐藤 滋生 同 係 長 井上 究
下水道課長 田口 好夫
監査事務局書記 藤原 伸宏

3. 監査委員

代表監査委員 辰巳 忠次
監 査 委 員 木田 守彦

4. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

5. 審査事項

別紙の通り

議 長

(開会午前9時)

本日、水道決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さんには早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、本会議から付託を受けました認定第2号、平成13年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、報告第10号、平成13年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、報告第11号、平成13年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩をいたします。

議 長

再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長には山本委員、副委員長には浅井委員が互選されましたので、お二人にはよろしく願いをいたします。

それでは、山本委員には委員長席にお着きをいただきます。

暫時休憩をいたします。

委員長

再開いたします。

皆様のご推挙によりまして、水道決算審査特別委員会委員長を努めさせていただきます。浅井副委員長とともに委員会の運営にあたらせていただきますので、皆様のご協力よろしく願いいたします。

理事者各位におかれましても的確な説明、答弁をされるよう努められ、スムーズな審査が出来ますようお願いをいたしておきます。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名いたします。

中西委員、里川委員の両委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

始めに町長の挨拶をお受けします。町長

町 長

(町長あいさつ)

委員長

それでは、本会議から付託を受けました認定第2号、平成13年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、を議題といたします。

最初に、辰己代表監査委員さんから決算審査意見書に基づく報告を受けた後、委員皆さん方から意見書に対しておたずねしたいことがありましたらお受けしたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

それではそのように進めてまいります。

まず、最初に辰己代表監査委員から審査結果に基づき、ご報告をお受けします。

代表監査
委員

それでは水道事業会計決算審査の意見書の報告をさせていただきます。

5月21日水道部におきまして審査をいたしました。1日審査をしたわけですが、それ以外にも毎月例月出納検査、あるいは定期監査、それらの時においてもいろいろな種々の審査手続き監査手続きを施しております。それを踏まえまして総合した結果でございます。

審査に対する意見は、そこに書いてありますとおり、この水道決算は公正妥当な会計基準に準拠して処理され、適正に表示され、前期と継続したその処理、あるいは表示方法になっているかどうか。あるいは公共事業の趣旨に鑑みまして、経済性を発揮し、公共の福祉の増進に役立つように運営されてきているか、そういったところが審査の要点でございます。

審査の結果は2ページに書いてありますように、経営成績並びに財政状態は適正に表示しているというふうに認められます。

この公営企業の場合は、地方公営企業法施行規則ですが、法令がございまして、むしろそこでは適正という文言を使っておりますが、どちらかと言うと法令に準拠しているということで、適法に近い適正で

あろうというふうに思われます。

以下その事業の内容であります。収支の状況、当年度は最終的に1,413万730円の純損失ということになっておりますが、決算書にも書かれておりますとおり、自己水比率が高まっております。自己水比率が高まりました結果、当初の見込みの赤字よりは大幅縮まっているようであります。その大きな理由は自己水比率が高かったということであろうと思えます。

収益的収支はそういうことですが、資本収支は後ほど申しあげますが、やはり慢性的に資本不足の状態であろうかと思われます。これは今後も続くのではないかと思われます。設備の状況では、引き続きまして配水管の更新が継続して行われております。従いまして、給水戸数は111戸増加しておりますが、総給水量は減少しております。需要量は減少しているという状態でございます。

それから先ほどお話ありましたように、漏水の点検の効果が上がっておりまして、有収率がかなり回復して来ております。この有収率というのはなかなか難しい問題だろうと思うのですが、これを100%にするということは難しい。理屈ではありえても実際問題できないだろうと思えます。これをどこまで高めていくかということですが、こういうものは精度を上げようとすればするほど、それに関する限界費用、余計に係る費用が大きくなってまいりますので、ある程度のところでそういった漏水に対する費用というのは、自ずから限界がありまして、それ以上かけたからいいというものではありませんから、その辺のバランスは難しいところであろうと思えますが、この有収率の下落がないようにということに注意を必要とする必要があるかと思えます。

それからそこにキャッシュフローの状況と書いてありますが、要するに資金計算書でございます。初めに原案を出させてもらいましたときに、役所ではこういったカタカナの文言は好ましくないというような意向があったようでございますが、しかしこの企業社会の実務ではキャッシュフローというのは当たり前一般化されておまして、特

に大企業、有価証券報告書を公開している会社は必ず大蔵大臣に出すのですが、その財務諸表は証券取引法並びに財務諸表規則という大蔵省規則に従って、準拠してつくられるのですが、その法令の中にはキャッシュフロー計算書というのは入っているわけでごさいます、これは一般に使われている用語でごさいます。貸借対照表、損益計算書はこれは貸借対照表、損益計算書で、バランスシート、あるいはプロフィットアンドロスという言い方はしません。これはどこまでいっても貸借対照表、損益計算書と言われているのですが、この資金繰りに関しましては、キャッシュフロー計算書というのは一般に使われております。一般用語になっておりますので、あえてこの用語をそのまま使っております。

これは資金がどのようなところから入ってきて、どういうふうなところに当年度の間に使われたかという資金の流入と流出、キャッシュインとキャッシュアウトを大まかに表しているようなものでございませう。要するに勘定あって銭足らずというようなときには、こういった分析をするとよく解る。そういったものです。

そこに書いていますように、営業活動によるキャッシュフロー、それと投資活動によるキャッシュフロー、あるいは財務活動によるキャッシュフローというふうに普通は3つに分けるのですが、営業活動によるキャッシュフローというのは、これは本来の事業。本来の事業によって事業収益から入ってきたお金がプラスになっているか、マイナスになっているか。もちろんマイナスなら赤字になりますが。本来の営業でどれくらいの資金を稼いだか、それから投資活動キャッシュフローというのは設備をどれだけしたのか。あるいは設備を売却して収入があったとか。あるいは有価証券の取得をしたとか、あるいは有価証券を売って収入を得たとか、あるいは資金を貸し付けた、あるいは資金を貸し付けたお金が戻ってきた。そういったものを表すのは投資活動によるキャッシュフローというように言います。営業活動によるキャッシュフローから通常投資活動によったキャッシュフローを差し引きしたものをフリーキャッシュフローと言っています。それだけ使

えるお金が当期に余ったと言うわけでございます。

営業活動によるキャッシュフローと投資活動によるキャッシュフロー、その差額が余れば財務活動によるキャッシュフローの出金になる場合も多いし、足りない場合は借入金を増やす、あるいは資本金を増やすとか、あるいは配当金を払う、あるいは社債、公債そういったものを償還する。あるいは発行する。そういったようなことになっていきます。

結局当年度は営業によりまして1億8,000万円お金が余ってきております。それから設備投資に2億9,700万円出ていっておる。資本の方は1億5,400万、工事負担金5,000万、国庫補助金2,200万、財産のもらったのが1,800万、それから自己資本、財政からの出資が6,900万、合わせて1億5,400万円、これだけ資本が増えておるということです。差引3,800万資金が増え、前年度の資金は4億3,400万、それが年度末は4億7,200万の資金残高となっている。こういうことでございます。

2億9,700万設備投資を新設なさっておるのですが、これはそこに書いていますように、工事負担金、国庫補助金、受贈財産、自己資本、これらはすべてほとんどひも付きであります。これは一部4分の1財政から負担するとか、あるいは国庫補助金がついてくるとか、あるいは新設の場合、受益者から負担金をもらう、そういうことも含めて2億9,700万円でございますので、この1億5,000万ほどのひも付きの資本を引きますと、差引純粋にこちらからの資金を使ったのは1億4,300万円ぐらいだったと、そして1億8,000万の収入があつて、1億4,300万円といった資金を出して差引3,800万余り、端的に言えばそういうことであろうと思います。

本来この事業は、第1浄水場を更新なさったり、あるいは上水道の配管を取り替えて行っておられるのですが、しかし事業としては拡大しない、ある程度の状態で留まっておる。給水量はそう増えない。だから企業というのはある一定の線まで行ってもう成長も縮小もしないということになりますと、あまり資金は普通は要らない。減価償却

費と利益で維持費、設備更新投資ぐらいであるとするなら賄えるということではありますが、本町の水道の場合は年々今後も設備投資キャッシュが不足という状態であります。この原因は後ほど述べたいと思っておりますが、減価償却手続きも若干十分でなかったという点があるのではないかというふうに思います。公共事業でございますので、一般の事業会社とは比べるということはできませんが、通常の事業ということで見ると、ちょっと奇異に感じられるのは公益的な事業でもそうなんです。たとえば公共料金と言われるタクシーであるとか、風呂屋であるとか、電鉄会社でもどんどん設備投資なさいます。電鉄会社でも踏切の立体化とか車両の改良など、どんどん設備投資されるのですが、必ず設備投資の効果はサービスの質が向上すると、あるいは輸送量の増加とか、いろんな量的あるいは質的な面が改善されるわけですが、ここの水道の場合はどんどん設備投資なさいていきますが、別に供給量を増やすというふうにはなっていません。あるいは水質の向上もしません。そういう点がやや普通の事業から見ると奇異な感じがします。設備投資はしていくけれど、何らそういった生産面ではその効果が出るという面はないと。それは公共事業なのでやむを得ないと思っております。いろんな償却の問題であるとか、そういったことが若干影響しているのだらうと思っております。どんどん設備投資が増えていきますが、設備投資が増えていくということは、貸借対照表の資産がどんどん上がっていきます。貸借対照表の資産は将来回収しなければならぬものを表しております。それが要するに営業収益、収益から回収するということになりますね。いろんな在庫投資とか、設備投資、試験研究投資とか、それがたまたま資産で貸借対照表に上がりますが、別に売却するわけではありません、このような資産は。将来それを使って収益を上げ、ということは収益の料金にあるいは売り上げ価格にそれを乗せて、そしてそういう資産を、いずれそういう資産は老朽化して使用に耐えなくなるわけですから、その間料金で回収するということです。だからどんどん資産の金額が増えていくということは、将来の負担が大きくなることを顕わしている。そういったよう

なことになるということでもあります。キャッシュフローとは直接関係ありませんが、設備投資が多いということは将来的にそうなっていくということでもあります。

その次、損益分岐点分析ということではありますが、これは損益分岐点と言いまして、どのくらいの収益があれば損益がゼロになるかという点を損益分岐点という。通常費用には売上収益、収益に比例して増えていくという比例費、いわゆる変動費と言っていますが、たとえば通常の物品販売、あるいは製品を販売するという企業になりますと、仕入れ高であるとか、あるいは原料費であるとか、あるいは固有の外注の加工費であるとか、そういった一取引一品に対して必ず比例的についていくということで、それを変動費と言います。それからそれを関係なしに1年なら1年の期間、ある程度決まっただけを、売上高がゼロであっても必ず発生する、そういったものを固定費と言います。厳密に言えば固定費の中には完全な固定費でないものはいっぱいあります。準変動費と言われます。ある程度までは要るけれど、それ以上はその操業度において若干増えていく。そういった準変動費というものがあるのですが、なかなかそんなに細かく分析することはできません。通常、仕入れとかそういったものを変動費と見、人件費だとか家賃とか固定資産税であるとか、そういったものを固定費だというふうに決めつけております。この水道事業の場合は県水からもらう受水費、これは完全に使えば使うほど上がっていくという、これは変動費です。自己水の場合は完全に変動費とは言えないですが、本当は動力費のメーター部分とか、薬品の一部は変動費になるのですが、なかなかそこまで分析はできません。とりあえず電力費を変動費と見てそこでは分析しております。県水の県水比率というのをそこに表していますように、1 昨年は1 6 5 円 1 5 銭、昨年は1 6 0 円 4 0 銭、今年1 5 5 円 5 8 銭、これは県水の単価1 4 5 円を有収率で割ったものです。ちょうどそのとおり出てまいります。有収率が上がりますと、変動比率が下がります。去年より今年が有収率が上がっておりますので、本来は1 4 5 円だけれど、1 5 5 円ということは1 0 円ぐらひは漏水部分に

消えていると、こういう意味でございます。変動費は県水費、自己水は動力費、そこで当年度の場合は総給水収益が7億6,278万3千円ということでございまして、決算書にも出ておりますように、3,333,332立方メートルの有収水量がありまして、単価が228円84銭、費用の方はその④のところ、P/L計上、これは損益計算書にいくらあがったかということですが、営業費用は7億2,190万6千円、営業外が6,796万6千円、営業費用と営業外合わせて7億8,987万2千円、これが全部の今年の費用であります。その中から変動費を引いたものが固定費ですけれども、変動費プラス営業外に若干の収益があります。こういったものは副産物的収入のようなものだと考えまして、これらは固定費減とみるということで、7億8,987万から変動費の受水費と動力費、それから営業外収益をとりあえず控除します。そうしますと3億9,600万の今年度固定費が要るのではないかと。変動比率要するにの一取引1立米にどれくらい変動費がいるかということでございしますが、要するに受水費が155円58銭、それから自己水が今の動力費26円59銭と見ますと、これに県水比率、自己水比率のウエイトを掛けます。そうしまして供給単価が228円84銭、これの変動費が114円17銭出てまいりまして、変動比率が49.9%ということは、一取引、一回の1単位の売上で50.1%利益が出る、稼げるということです。だから固定費が3億9,600万あるわけですから、これを50.1%だけのもので売上を上げようとするすると7億8,987万2千円、これだけが上がると当年度は損益収支ゼロである、というふうなことを計算するわけです。

直接この決算審査に当たって意味はないかも知れませんが、通常利益計画であるとか、あるいは経営計画をする場合には、必ずこういうふうに変動費と固定費に分けまして、どれくらいの売上をしなければならないか、あるいは固定費をどれだけ予算で管理して落としていかなければならないか、売上が上がらないなると固定費を下げる。固定費がもう仕方のない与えられたものとなると、必死で売上を上げる。

そういった利益計画、経営計画に使うのにこういうものは通常用います。参考にしていただければということで書いております。

それからその他の事項であります。以上が結果の報告であります、ここからは本当の意味での監査委員の意見でございます。

(1) 内部牽制ですが、これは前期に、例えば総勘定元帳あるいは試算表とか補助帳票がバラバラになっているものがあるということを指摘しておりますが、固定資産については当期は一覧性のあるものが出されております。これは結果的に前から出るようになっていたのですが、ちょっと出し方が分からなかったということで出ていなかった。実は出ておったのですが。いろいろな償却の吟味も見させていただいたのですが、そういった一覧性のあるものがあつたので、初めて分かったのです。膨大な固定資産台帳を1ページ毎に何冊もみれるわけがない。だからそれを集約したもの、1枚に1品ごと1行ずつ何十という資産の明細が書かれているとなりますと、そうすると繰るだけで中身がどういうことになっているか分かりやすい。そういった要約したものがないと見るということもしにくいですね。そういったことで償却の問題とかということもよく解るようになりました。そういったものがなされている。それからいろんな決裁関係も取られております。それから固定資産の取得価格どこまで入れるかということも一応つくられました。それからポンプ設備も定率法で償却なさってましたが、これを償却年数の短縮という手続きが取られまして、本来の定額法というやり方でおやりになっております。若干崩れておったのを元に戻されたということであろうかと思えます。

後はコンピューターの中で未収金の残高が処理されておることが、一覧性のあるものが若干不足している。次にコンピューターのシステムを触れられるときにひとつ出るようにされたらどうかということをお願いしております。

その次(2)でございますが、ここに書いていますように、白石畑に相当の送水費用がかかっていると前に聞いておりましたが、若干その後どういうものが出てくるか出してもらったのが、そういったよう

なことをごさいますて、当初2億3,100万という特別の送水設備が行われまして、1,000万ほどはもらっておられるようですが、これはその時の設備投資に関する減価償却費が718万後年度にかかる。それからその時の設備にかかる企業債の利息が762万、それから向こうに送水するのに余計にかかる動力費が42万、合わせて1,523万余りが特別にこういう費用がかかっている。それをどうしなければならないという意味ではありません。これを向こうに特別に送っているんで、向こうの受益者負担をするということになりますと、仮に30件の家庭が使っていると1軒に50万、そんなものとても払えませんので、そういった意味でなしに、そういったものがあるということは皆さんご存じだろうけれども、費用としてはそういったものにかかっているということがお分かりいただけたらということで出してみたということであります。1,523万6千円、全部の9,616戸の給水家庭で平均して1戸あたり1500円ぐらい年間かかっておる。1立方4円57銭それだけその費用の部分が含まれている。こういったことをごさいます。

こういった公共事業でございますので、その経済社会に独立した事業だとすると、その事業体の中でその費用をどうやって回収するか考えなければならないのでしょうけれども、公営事業でございますので、結局はそういった全体で負担する、あるいはなんか割り方を考える。あるいはこういったインフラ的なものであるから、町全体のインフラだと考えると財政負担がいいのだとか、そういった考え方をどういうふうになさるかという意味でございます。

最後に工事負担金により取得した固定資産の減価償却についてと書いておりますが、これは要するに新規に給水をする。そうするとそのところの開発業者あるいはその家庭から負担金をもらいます。加入負担金、加入分担金という形で出してもらうことになっている。それが水道事業の方へ。今は現物の寄贈を受けておられるようですが、以前はその決まっただけのものをもらわれる。そういったいろんな給水設備の固定資産でございます。それが平成10年度までは減価償却

をしないで取得価格のままにおいてあるという、償却をしていないということなのですが、地方公営企業法施行規則によりますと、こういった負担金により取得した資産は減価償却をしないことができるようになっていて、しないとは書いていない。できると書いておきまして、解説書などを読んでみますと、一定の料金を安くするためにそういったものを受け入れたのだったらそれはしない方がいいだろうというような見解も出ております。しかし当町の場合のこの負担金は料金を安くするという目的で決してないだろうと思う。本来そういったものは会計的にはやはり減価償却をしていくべきであろうと、それは実務をなさっている方はそうでしょうとおっしゃられておるわけですが、極端な話たとえば1億円で給水設備を業者が負担したものを受け入れると、他に資産が何もないと仮定しまして、これが10年もつんだということになりますと1億円で受け入れた設備は、年に1,000万減耗していく10年でダメになってしまう。そうするとそれを償却しない、そうすると費用がゼロということになりますから、料金はその間ゼロで行けるわけです。他に設備が何も無いという仮定ですが、そして10年経てば更新しなければならない。そしてまた1億円、その時は2度目の負担金は出ない、その時は自己資金を出さないと行けない。10年経ったら1億円の設備を取得します。1億円の企業債を起さないといけない。そうすると11年目からは企業債の利息と向こう10年間減価償却が始まる。そうすると千何百万円の費用がついて11年目の人からはそれだけの費用負担料金を払うというこういう計算ですね。それが平成10年まではそういったことで、負担金によりもらった資産は償却は全然なされていないということですね。それはここに書いてありますように12億という設備の取得価格がそれだけ残っているということをございまして、要するに料金にそれを乗っかって収益で回収して設備投資額を回収するということができていない。料金が乗っかっていないから今度の時には新規に自己資金で設備をしていく、それ以後は設備償却の負担がつてくる。あるいはその時借り入れすれば利息がつてくる。ですから将来先送りという形になってい

る。だから将来給水を受ける人がそれだけのコストを負担するということになるわけです。要するに先送りです。

その決算書を見てもらった方がいいのですが、27ページに出ておりますが、土地と建設仮勘定を除きますと約60億余りになる。建物が約3億、構築物が49億、機械装置が10億という数字が出てまいります。26ページの固定資産の明細のところ、年度末現在高、これだけの投資が行われている。当期の償却が27ページの左から2行目の1億4千万円という償却なのですが。仮にこの構築物49億円、これが全部配水管設備だと仮定すれば、これはそれ以外のものもありますが、配水管設備を40年で償却します。そうすると残存価格1割残すとしみますと、そうすると45億を償却する。そうするとこれだけで1億1千万余りの償却費が出てくるのではと思いますが、そこでは7,900万円の償却費があがっている。そういったことで、これが償却不足となっているということになっております。問題先送り、将来コストが高つつくということになっていく。それから意図があるのかどうか分かりませんが、結果的にそれだけ費用が安いということは水道料金が安くなるのですね。

県下の比較した各市町村の水道料金表があるのですが、みんなよく似た数字でそんなに差がない。この水道原価が県水ゼロのところがありますので簡単に比較はできないのですが、給水原価、一番高いところで371円これは高取町、一番低いところは142円新庄町、そういった多少バラツキはあるのですが、平均すると200円台に収まる。給水単価も平均228円84銭、当年度のうちの単価と全く同額で平均200円台になっている。これは先ほどのように償却しないやり方とか、会計というのは単に収支計算するのが会計というものではございませんで、事実と慣習と判断、そういったものの総合産物、要するに経済事実があって、それをどうやって表現するかという最後に判断がありまして、それは償却をどうするか、いろんな償却の仕方とか、何年で償却するかとか、あるいは退職費用の引当金をどれだけ盛るかとか、あるいは棚卸しの評価をどうするのかといういろんな判断部分

がありまして、その結果が決算の数字で出てくる。だからよその市町村は恐らくこれで言いますと非常に減価償却費が低いところがあるのです。10円、18円という市町村があり、また一方で67円、85円というところがある。非常にバラツキがありますが、恐らくこれは費用合計を、ある程度給水価格をかけ離れたものにしないために、そういったところで各市町村調整しているのではないかと、決算の仕方、減価償却の仕方を調整しているのではないかというふうに思うのですが、それは分かりません。これだけを見ているだけでは。本当は会計というのはそういったものを開示する。情報公開する、ディスクローズするということが言われてまして、昔は大手の会社でも横並びで上から下へ序列をつけておったのですが、それは結局会計のやり方で調整していたのですね。余り極端な差がつかない。ところが今、新聞で見られたら分かりますように、株価でも同じ業種であっても非常にバラツキがある。それまでは減価償却のやり方を変えたりしまして、決算を序列に合うようにしていた。そういう具合に決算のやり方で非常に変わるわけです。だから他の町村の水道事業も本当はこの決算書には選択した会計処理方法、重要な会計方針という、普通の事業会社について見てもらいますと、後ろに必ずついております。償却をどんなやり方をしているとか、どれだけ退職費用をとっているとか。そのやり方によって利益が変わってくる。だからよその水道事業もそういったことで答から合わせた計算をしていることになるのでは。本来はそういった会計方針の開示がされていて、そういった情報を取られて、そういったもので比較分析もうちょっと突っ込まれて、よそと比べてうちは償却これだけしてますよと、合理化もこれだけ進めて、有収率も93.2%上げてますよと、県水率もこれだけ下げて合理化に努力していますと、そういうことを十分に開示されて、そして能率を上げて運営していく。よそではそういう決算をしていない所もありますというようなことをなさって、やむを得ない場合は水道料金を改定していくのが本当ではないか。逆算して合わすというのは多少どうかと思います。そうなっているとは言いませんが、県下の水道の比較を見て

ますとそういう気がしないでもありません。それから言うと公営企業法の会計規則は若干遅れているなど思う。会計方針の開示というのは全然ありませんので、本当はそういうものが要ると思います。

そういったことで、今期も1億2,773万円古い配水管負担金で取得した配水設備を除却されております。これはどういうことかと言いますと、償却しなかったもの、それが既に新しいものになっている。古いものはないんだと、本来これもさっきの考え方から言うと、これは除却損失にあるべきものかもしれません。ところが資本両立て、全部償却していなかったから、それだけ資本を減らしておられる。言ってみれば自己資本を取り崩している、減資しているようなものですね。償却しているとこれを取り崩さなくて良かったと思いますが。他にもそれ以外にそういったものが残っておるように思います。今年度取得されたそういった負担金の資産、当年度の取得された配水管、取り替えの給水設備そういったものについて古い設備を除却されているかどうかということを見たのですが、当期に取り替えたものについては全然除却はされておられません。またかためて落とされるのだらうと思います。本来は古いものを落としていく、資本を残して落としていく、そうするとそれだけ減耗損がよく出ますから、ものすごく費用は上がりますが、それは償却不足がここへ来ておるわけです。本当はそうすべきであるんでしょうけど、そういった処理はなさっておらない。将来減価償却費がどんどん増えていくということであろうかと思えます。

以上のようなことですが、将来広域で事業を1つにしていくという、よそさんがそういうやり方をやってない、うちだけきちんとした正規のやり方をやっている。そうしたらよそさん古い施設をいっぱい償却なしでもってこられると、よそのも負担しなければならないという問題もあるかもしれません。本来企業社会でいきますと、それは合併比率で、その時のお金をもって入ってくる。あるいは合併比率を低くするということが普通は解決するのですが、こんな場合はそうは行かないのだらうと思います。その辺も考慮しなければならない

だろうと思います。他所さんが償却してなかったら、していくと損だということも出てくるかも分かりません。最近市町村でも盛んですが、この間八尾市の包括外部監査の話を聞きに行ったのですが、ここはそういうことしません。包括外部監査で水道事業の監査を受けられると、私が言ったようなことはぼろんちょんに切って捨てられる。会計屋さんが来たらそういうふうにするだろうと思います。いけないとも言えませんが、そういったことです。長くなりましたが、以上で報告を終わります。

委員長 辰己代表監査委員におかれましては、大変ご苦労さまでございました。ただいま報告を受けました、決算審査意見書について質疑があればお受けします。

里川委員 私自身この意見書を読ませていただく中で、是非監査委員さんの意見をお聞きしたいと思っていたところについても、細かく説明していただけたように思うのですが、9ページに書かれておられます、水道事業の広域化ということですが、今おっしゃられたように市町村合併の問題も出ている中で、私も非常に水道事業に関しては難しいのではないかとということで、今自分自身で研究をしているところなので、ちょうど減価償却ということに関して難しいというようなご意見もお聞きさせていただいたところなのですが、さらに将来を見据えて考えなければならないだろうということで、監査委員さんも懸案事項というように思っているのですが、もしよければ減価償却だけではなく、公営企業会計の中で他にこういったところを広域化に向けて考慮していかなければならないだろうという点が、監査をされる中で感じられた部分がもしおありであれば参考までに教えていただけないかなと思います。

代表監査委員 会計的な面だけを中心に見たりしているので、今の減価償却については他市町村でどうだろうかと、例えば上牧町では減価償却費が（有

収水量1立方メートル当たり)10円29銭、斑鳩は41円位ですが、そういうことを見たときに将来どうなんだろうと感じたので申し上げたわけで、余りそういうような視点から考えるということはしてませんので、また機会があれば折りを見て、そういうことを見て見てみたいと思います。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

辰己、木田両監査委員さんには、あらかじめ決算審査意見書の報告の後、退席の申し出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。退席の申し出を許可いたします。辰己、木田両監査委員さんには水道決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきましてありがとうございました。委員長として心からお礼申し上げます。暫時休憩をいたします。(午前9時47分)

(監査委員退席)

委員長

再開いたします。(午前9時48分)

それでは、平成13年度斑鳩町水道事業会計決算の説明を受けることといたします。理事者の説明を求めます。要点を簡潔にお願いします。

上下水道
部長

認定第2号について、まず議案書を朗読させていただきます。

認定第2号

平成13年度斑鳩町水道事業決算書の認定について

標記について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙の通り提出し、議会の認定を求めます。

平成14年6月3日提出 斑鳩町長 小城利重

平成13年度斑鳩町水道事業決算書の説明に入るまでに、決算書が消費税込みと消費税抜きの調書となっていることから、決算書消費税区分一覧表を資料1として提出させて頂いておりましたが、頁毎に区分を申し上げます。

(頁毎に区分を説明する)

それでは、平成13年度斑鳩町水道事業決算書の説明をさせて頂きます。

12頁をお願いします。

平成13年度斑鳩町水道事業報告書から説明とさせて頂きます。

1. 概況(1) 総括事項 ア、業務状況を朗読いたします。

本年度の業務量につきましては、給水戸数は前年度より111戸(1.2%)増加し9,616戸となりました。一方年間給水量は357万6,017 m^3 (前年度368万5,571 m^3)前年度比10万9,554 m^3 の減少で、年間有収水量は333万3,332 m^3 (前年度333万1,142 m^3)前年度比2,190 m^3 の増加であります。有収水量は、小雨による渇水で利用者にも節水をお願いをいたしました。が、全体としましては、晴天による使用水量の増加により、前年度と比較して若干増加しました。しかし一般家庭を含め需要全体における節水意識の定着や、家庭内の水使用節水器具の普及などによる使用水量の減少傾向は続くものと推測しております。また県水受水量は、給水量の増加が見込めない中、有収率の向上とあわせ、今年度の受水量は、前年度より18万3,120 m^3 減少の242万6,880 m^3 で、その結果県水依存率は、前年度比2.9%減の67.9%となりました。

イ、建設改良費につきましては、14頁の建設改良工事

の概要で説明させていただきます。14頁をお願いします。

配水設備改良費の上水安全対策事業では、龍田南5丁目地内で石綿管布設替と龍田西4丁目・稲葉西1丁目の竜田川沿いで老朽管更新事業の工事を施工いたしております。委託料では、平成14年度施行予定の龍田北5丁目・龍田4丁目地内で測量設計業務。

老朽管更新事業では、平成14年度施行予定の五百井1丁目地内での石綿セメント管の布設替の測量設計業務であります。

公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事では、服部2丁目地内で4件の施工とその設計業務委託であります。

他の公共受託工事では法隆寺北2丁目地内で道路改良に伴い配水管移設工事を施工しており、延長1,843mの配水管の整備を行ない各地域への給水に必要な施設の整備に努めたところであります。また、施工にあたっては、震災等突発的な配水管事故での断水区域の範囲を出来る限り縮小するため管路のループ化及び仕切弁の設置等管網整備に努めているところであります。

浄水整備費では、平成13年度・14年度の2ヶ年事業で施工いたしております第1浄水場整備事業で、2配水池・県水受水池の解体工事と生物接触ろ過棟及び活性炭ろ過棟の躯体工事と機械・電気設備工事費及び工事監理委託の平成13年度分と実施測量業務委託費で、平成14年度末完成に向け順調に施工いたしております。

浄水場設備改良費では、三井浄水場ろ過池のろ材入替工事を行い、ろ過機能の維持と浄水速度の向上に努めたところであります。

取水設備費では、5号・11号取水井戸のポンプ及び社会福祉協議会東側の加圧ポンプ取替え工事を行い自己水の確保に努めたところであります。

12頁をお願いします。

ウ、の財政状況につきましては朗読いたします。収益的収支の営業収支では、給水収益は前年度に比べ0.1%88万7,231円増の7億6,278万3,288円になりましたが、その他の営業収益では手数料や給水負担金などが減少し、1,268万6,366円（前年度は1,538万4,250円）、前年度比269万7,884円の減少、また営業費用のうち受水費2,655万2,399円の減や資産減耗費606万7,274万円の増などにより、営業収支全体では、1,400万1,118円増の5,418万7,836円の営業利益となり、受取り利息や他会計補助金などの営業外収益を加え、企業債の支払利息9,609万2,148円などや特別損失66万2,700円を差し引きした結果、1,413万730円の当年度純損失（前年度3,158万7,347円の純損失）となりました。

資本的収支においては、収入総額3億550万7,850円、支出総額4億5,811万7,332円差引き1億5,260万9,482円の支出超過となり、この支出超過額は、損益勘定留保資金をもって補填したところであります。

以上が概況であります。今後第1浄水場の整備事業はもとより諸施設の整備に多額の資金が必要と見込まれ、企業債の元利償還金も増える中、公共性と経済性の両立という公営企業の基本原則に基づき、国庫補助金や一般会計出資債の繰入れなど有利な資金を採用し、住民生活に欠くことのできない清浄な水道水の安定供給を図りながら、住民サービス向上に向けより一層努力していく考えであります。

13頁をお願いします。議会議決事項を説明します。

認定第 3 号 平成 1 2 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

報告第 8 号 平成 1 2 年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、第 1 浄水場整備事業の実施設計委託料で、工期の期日が 7 月 3 1 日のため翌年度へ繰り越しの報告を行なったものであります。

議案第 2 9 号 平成 1 3 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、高料金対策の一環として、上水道事業債の借換措置が許可されたことと第 1 浄水場整備事業で国庫補助内示額が増額されたことにより資本的収入及び支出の増額補正をお願いしたものであります。

議案第 3 6 号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に伴う改正で一般職と同様年度末手当ての一時金の支給に関する改正をお願いしたものであります。

議案第 4 3 号 平成 1 3 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 2 号）については、人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴う人件費等の補正をお願いしたものであります。

議案第 1 1 号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正をお願いしたものであります。

議案第 1 6 号 平成 1 3 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 3 号）については、水道管路近代化推進事業による石綿セメント管更新事業に対する国庫補助金及び上水安全対策事業による一般会計からの出資金の受け入れであります。

議案第 2 3 号 平成 1 4 年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

いずれの議案についても満場一致で御承認をいただいております。

次に、職員の配置状況であります。業務で6名・工務給水で4名・浄水で2名の計12名と臨時職員として浄水で2名・業務で1名を採用しております。

15頁をお願いします。業務量に関する事項の説明をさせていただきます。

行政区域内人口については、平成14年3月31日現在の人口であります。

年度末契約件数については9,616件で昨年度より111件の増であります。

給水能力については、日当り、1万6千 m^3 となっております。

年間総給水量については、昨年度より10万9,554 m^3 減(昨年度は19万7,993 m^3 の減)の357万6,017 m^3 であります。

県水受水量については、昨年度より18万3,120 m^3 減の242万6,880 m^3 です。県水の受水量につきましては、責任水量制で、その年の契約水量を受水しなくてはならないこととなっております。しかし昨年8月の異常渇水での給水制限をされたことにより、契約水量より減となっております。

年間有収水量については、昨年度より2,190 m^3 増の333万3,332 m^3 (昨年度は7万8,018 m^3 の減)であります。有収水量の推移につきましては、今後の財政運営特に県水の受水計画にも大きく左右することから慎重に分析をする必要があると考えているところであります。

資料7で、平成8年度から1戸当たり使用水量の推移を表に現しておりますが、黒っぽい方が全体の平均で、その

内いわゆる一般家庭用と言っています口径13mm・20mmの推移であり、毎年減少傾向にはあります。

有収率につきましては、水道経営、特に給水原価に大きく左右されることから、今日まで議会及び監査委員から強くご指摘をいただいているところであり、漏水調査を前年度に引き続き全町域において実施するとともに、特に漏水の多い北部配水池系統を再度調査を行う等早期発見、早期補修に努め有収率向上に努めたところであります。その結果有収率は昨年より2.8ポイント増の93.2%となったところであります。今後も、職員に対し町内パトロールの徹底と水道事業運営の基本及び企業会計としての認識の徹底、更に、斑鳩町指定給水装置工事事業者組合に対してより一層の協力体制をお願いするなど、最善の努力をしていきたいと考えております。

1日最大給水量は1万1,841m³で前年度より193m³の増であります。

一日平均給水量については9,797m³で前年度より300m³の減であります。

一人一日最大給水量及び平均給水量についても同様であります。

自己原水取水量につきましては、前年度より7万161m³増の121万6,821m³で県水からの受水量を減らしたことによるものであります。

自己1日取水量につきましても同様であります。

供給単価であります。1立方m当たり228円84銭で、前年度に対して12銭増額となっており、特に口径50mm・100mmの大口需要家の使用水量が増えたことによるものと考えております。

給水原価につきましては、1立方m当たり245円29銭で、前年度に対して7円31銭の減であります。内容に

については、17頁の給水原価構成をご覧ください。特に、人件費・減価償却費・資産減耗費・委託料は前年より増額ではありますが、県水受水費・支払利息の減等経費節減に努めたことによるものであります。

資料6で、給水原価内訳表で原価割合を円グラフで示しております。

資料3で、自己水と県水の原価を分析しますと、県営水道の原価は有収率の関係で155円56銭、自己水につきましては89円73銭であります。

次に、16頁の事業の収益及び費用に関する事項の水道事業収益ではありますが、営業収益の給水収益では有収水量の増によるものであります。受託工事収益では、消火栓改修工事の減によるものであります。

その他の営業収益では、手数料や給水負担金の減によるものであります。

営業外収益の受取り利息では、預入れ利息の減によるものであります。

他会計補助金では、第4次拡張事業の償還金の3分の1を一般会計からの補填して頂くものでありますが、高料金対策の一環として一部繰上げ償還したことにより減額となっております。

雑収益では、配水管事故等による賠償金の増であります。

過年度損益修正益では、過年度調定によるものであります。

水道事業費用の原水及び浄水費では、委託料・修繕費・薬品費等は増額ではありますが、受水費・動力費・人件費は減額となっております。

配水及び給水費では、有収率向上のために、北部配水池システムを再調査したことにより委託料で増額となっております。

ますが、修繕費及び人件費等は減額となっております。

受託工事費では、受託工事収益で説明させて頂きましたが、消火栓改修工事費によるものであります。

総係費では、主に人件費等の増であります。

減価償却費では、管網整備等による減であります。

資産減耗費では、第1浄水場整備工事に伴う既設配水池等の除却によるものであります。

その他の営業費用では、材料の売却で今年度は未執行であります。

営業外費用の、支払利息につきましては、主に上水道事業債の借換えを行なったことによる減であります。

雑支出につきましては、消費税の特定収入分であります。

特別損失の過年度損益修正損では、過年度分水道料金徴収不能額であります。

22頁～24頁に平成13年度の収益的収支明細書を付けさせて頂いております。

次に17頁の事業収益構成比であります。年々給水収益のウエイトが大きくなっております。

資料4で、事業収益内訳表を円グラフで現しております。

資料5で、平成8年度より事業収支年度推移を棒グラフで現しております。平成10年度は、料金改定と第2浄水場跡地の売却によるものであります。

給水原価構成については、15頁の給水原価で説明させて頂いておりますので省略させていただきます。

次に18頁の固定資産の取得であります。構築物の管工事については、総延長1,843m（前年度は1,938m）の取得であります。

宅地造成に伴う受贈配水管については、9件で延長61

8 mであります。

取水井補償については、取水設備に対する補償をさせて頂いております。

ろ過機能の維持を図るため三井浄水場ろ過池のろ材の入替であります。

建設仮勘定よりについては、竜田川沿いの龍田西4丁目、稲葉西1丁目地内及び龍田南4丁目地内での上水安全対策事業を施工したことによるものであります。

機械及び装置の井戸整備工事では、5号・11号の取水井ポンプの入替と加圧ポンプ取替工事であります。

量水器（メーター）の購入については指名競争入札により執行しています。

建設仮勘定については、継続事業となっている第1浄水場整備事業が平成14年度末完成となることから、工事費・実施設計業務委託費等を建設仮勘定として処理をしています。

既設配水管地上権設定登記及び分筆登記については、龍田西3丁目地内の小林住宅産業（株）所有地に配水管が埋設しており、この土地を第3者に売買をされることから、配水管の維持管理のため地上権設定登記を行ったものであります。

19頁の重要な契約要旨であります。1千万以上の契約は7件であります。特に第1浄水場整備工事に管理委託については、実施設計委託業者が現場の状況等に精通していることなどにより随時契約を行っております。

次に20頁企業債及び一時借入金の概況であります。本年度末残高が20億9,564万7,427円あります。本年度借入高は1億5,930万円で、上水道高料金対策の一環として上水道事業債の借換え措置が講じられたことにより9,010万円借換えと第1浄水場整備に伴

う企業債であります。

一時借入金は行なっておりません。

その他の会計処理に関する事項については、（ア）消費税の関係であります。

資料２で消費税試算表を添付させて頂いておりますが、説明につきましては省略させて頂きます。

（イ）町の一般会計から補助金及び手数料の充当であります。

以上が概況の報告でございます。

次に、諸表の説明に入らせて頂きます。

まず２～３頁をお開き下さい。

収益的収入及び支出についてでございます。

まず収入の水道事業収益、予算額８億５，４８６万１千円に対しまして、決算額８億４，３４０万３，１３３円、差引１，１４５万７，８６７円の減となっております。

第１項の営業収益で、予算額８億２，５９２万２千円に対しまして、決算額８億１，４７１万３，８０８円、差引き１，１２０万８，１９２円の減で、主に給水収益・給水工事収益・給水負担金等であります。

第２項の営業外収益では、予算額２，８８３万９千円に対しまして、決算額２，８３６万４，０６１円で差し引き４７万４，９３９円の減で、主に一般会計からの補助金であります。

第３項の特別利益では、予算額１０万円に対しまして決算額は３２万５，２６４円、差し引き２２万５，２６４円の増で、過年度の調定分であります。

次に支出でございますが、予算額８億８，６０２万４千円に対し、決算額８億４，７３４万８，７２９円で３，８６７万５，２７１円の不用額となっております。補正予算額３６３万円につきましては、１２月議会でお願いしまし

た人件費の補正で予備費からの流用につきましては固定資産除却費に流用いたしております。

第1項の営業費用では、予算額7億7,499万4千円に対しまして、決算額7億4,465万3,550円で差引き3,034万450円の不用額で、主に修繕費・動力費・薬品費・県水受水費等であります。

第2項の営業外費用では、予算額1億582万4千円に対しまして、決算額1億201万2,598円で381万1,402円の不用額となっており、主に企業債利息・消費税等であります。

第3項特別損失では、予算額69万4千円に対しまして、決算額68万2,581円となっております。

第4項の予備費では、451万2千円の不用額となっております。

次に4～5頁資本的収入及び支出でございますが、資本的収入で予算額3億2,800万1千円に対しまして決算額3億550万7,850円で2,249万3,150円の減であります。補正額につきましては、高料金対策による起債の借換・第1浄水場整備事業補助金の内示変更による増額と緊急経済対策による水道管路近代化推進事業の石綿セメント管更新事業に対する国庫補助金等の受け入れによる補正であります。

資本的支出では、予算額5億196万4千円に地方公営企業法第26条の規定による繰越額2,152万5千円を加え、実質5億2,348万9千円に対しまして、執行額が4億5,811万7,332円で、地方公営企業法第26条の規定による繰越額525万7千円と逡次繰越額1,446万円を差引き4,565万4,668円の不用額となっております。

第1項建設改良費では3億5,716万6千円に対しま

して決算額 2 億 9, 1 8 5 万 5, 6 5 6 円で、4, 5 5 9 万 3, 3 4 4 円の不要額で、主に配水設備・浄水場設備・取水設備であります。3、1 8 3 万 9 千円の補正につきましては第 1 浄水場整備の継続費の年度割額の変更による補正であります。

第 2 項企業債償還金では、予算額 1 億 6, 6 3 2 万 3 千円に対しまして決算額 1 億 6, 6 2 6 万 1, 6 7 6 円で差引き 6 万 1, 3 2 4 円の不用額となっております。

また、表の欄外に書いていますように資本的収入額が資本的支出額に、不足する額 1 億 5, 2 6 0 万 9, 4 8 2 円は損益勘定留保資金 1 億 5, 2 6 0 万 9, 4 8 2 円で補填したところであります。

次に 6 頁の損益計算書の説明を致します。

営業収益 7 億 7, 6 0 9 万 3, 9 0 0 円、営業費用 7 億 2, 1 9 0 万 6, 0 6 4 円で差引き 5, 4 1 8 万 7, 8 3 6 円が営業利益でございます。

次に営業外収益 2, 8 3 5 万 1, 9 0 3 円、営業外費用 9, 6 3 1 万 7, 5 4 4 円を差引き致しますとマイナス 6, 7 9 6 万 5, 6 4 1 円となり、そして営業利益から営業外損失を差引き致しますと、1, 3 7 7 万 7, 8 0 5 円が経常損失ということでございます。

次に特別利益の過年度調定分として過年損益修正益 3 0 万 9, 7 7 5 円と特別損失でございますが平成 7 年度分の水道料金徴収不能額 6 6 万 2, 7 0 0 円を差し引きいたしますと 3 5 万 2, 9 2 5 円のマイナスとなります。

これらを差し引きいたします当年度純損失は 1, 4 1 3 万 7 3 0 円(前年度 3, 1 5 8 万 7, 3 4 7 円)でこれが本年度純損失ということでございます。

前年度繰越利益剰余金 1, 4 1 0 万 8, 4 5 0 円を差し引き、当年度未処理欠損金が 2 万 2, 2 8 0 円となります。

次に7頁、剰余金計算書でございますがまず利益剰余金の部で、前年度同額の減債積立金1,445万円、利益積立金1,223万円、建設改良積立金1億5千万円で積立金合計が1億7,668万円であります。

未処分利益剰余金と致しまして、繰越利益剰余金年度末残高は、1,410万8,450円で、当年度純損失1,413万730円を差し引きいたしますと当年度未処理欠損金が2万2,280円でございます。

次に、資本剰余金の部でございますが、工事負担金、これは配水管布設工事に係るものでございますが、前年度末残高が29億7,377万1,792円、そして当年度発生額5,077万7千円、これは右側に記載しております工事負担金と加入分担金でございます。

この結果、本年度末残高は28億9,680万9,529円となります。

国庫補助金で前年度末残高1,640万7,143円で当年度発生高2,218万2,857円は今年度国庫補助事業に対する国庫補助金で、当年度末残高3,859万円であります。

受贈財産評価額であります。宅地造成工事に伴います配水管敷設工事につきましては、受託事業として行なうてまいりましたが、設計審査及び竣工検査のみ町で行なうこととし、竣工検査後配水管が町に移管となることからこのような措置をさせていただいております。

前年度末残高2,370万1,700円に、当年度発生高1,893万3千円で当年度末残高が4,263万4,700円となり、その結果、翌年度繰越資本剰余金29億7,803万4,229円あります。

次に8頁 平成13年度斑鳩町水道事業欠損金処理計算書(案)でございますが、当年度未処理欠損金2万2,28

0円を利益積立金からの繰入れ措置を平成14年度決算で処理することになる予定であります。

(7頁 II、利益積立金 3、前年度処分額で処理をする)

次に9～10頁 平成14年3月31日現在の貸借対照表でございますが、まず9頁資産の部であります有形固定資産の合計額が50億6,509万6,266円となっております。

内訳でございますが、土地4億3,354万8,784円、建物2億3,081万6,737円、構築物38億3,132万1,897円、機械及び装置3億5,638万7,021円、車両及び運搬具152万1,508円、工具器具及び備品228万4,927円、量水器2,875万8,153円、建設仮勘定1億8,045万7,239円でございます。

(明細については26～27頁をご参照下さい。)

次に、無形固定資産として地上権12万3,959円と電話加入権が25万500円で、これらを合わせて固定資産が50億6,547万725円でございます。

次に、流動資産でございますがまず現金及び預金が4億7,275万894円でございます。

内、定期預金として、(株)南都銀行法隆寺支店に2億7,000千万円、近畿労働金庫郡山支店に3,000千万円、普通預金で(株)南都銀行法隆寺支店に1億7,242万894円を預けております。なおペイオフ対策につきましては、一般会計と調整を取りながらその対応を図っているところであります。

未収金は、2億308万5,028円でこの内訳の主なものでございますが、35頁をご覧ください。

給水収益いわゆる料金収入で2・3月分調定分で、2月

調定は4月納期・3月調定は5月納期となっていることから現年度未収金として1億1,519万6,468円、過年度分294万9,198円で納期内納付、特に口座振替納付の推進に努力しているところであります。(口座振替率は92.4%)

その他の営業収益未収金139万8,100円は公共下水道工事に伴う事務費及び通水費であります

未収消費税還付金450万5,300円

その他営業外未収金で69万9,962円、これは消火栓設置工事費であります。

工事負担金未収金873万6,000円、公共下水道工事に伴う移設工事負担金であります。

他会計出資金未収金6,960万円は、高度浄水及び安全対策事業に対する一般会計からの出資金でございます。

9頁に戻って下さい。

貯蔵品633万7,441円、これは量水器(メーター)及び修理用材料でございます。

それから保管有価証券10万円は出納事務取扱金融機関から担保として預かっているものであります。

そして前払金9万1,000円、これらを合わせまして流動資産合計で6億8,236万4,363円となり、資産合計が57億4,783万5,088円であります。

次に10頁 負債の部でございますが、未払金2億374万2,410円となっております。

この内訳の主なものがございますが、35頁をご覧ください。

営業未払金3,810万1,810円で、主なものは、3月分県水受水費、電気代、薬品費、各種点検委託料及び修繕費であります。

営業外未払金600円は証明手数料です

建設改良未払金 1 億 6, 5 6 4 万円で、第 1 浄水場整備及び公共下水道事業に伴う敷設替等の補償工事費が主でございます。 10 頁に戻って下さい。

前受金は、1 6 万 7, 1 9 4 円で、これは転出等による水道料金、給水予納金等でございます。

それから、預り金と致しまして 1 2 万 2, 6 6 2 円、これは検針業務を委託致しておりますので、その担保として 1 0 万円と宅造の配水管工事申込金の未清算分として預かっているものでございます。

また預り有価証券 1 0 万円につきましては、出納事務取扱金融機関からの担保を有価証券で預かっている分で、これらを合わせまして、流動負債の合計が 2 億 4 1 3 万 2, 2 6 6 円でございます。

次に資本の部でございますが、自己資本金 2 億 9, 3 3 6 万 3, 4 4 6 円、これは、水道が一般会計から企業会計に切り替った時の分を資本金に充当されているものに一般会計からの出資金及び積立金処分量を加えたものであります。さらに借入れ資本金 2 0 億 9, 5 6 4 万 7, 4 2 7 円は企業債でございまして 2 8 ~ 2 9 頁に明細書を添付しております。

これらを合わせて資本金合計 2 3 億 8, 9 0 1 万 8 7 3 円になります。

剰余金でございますが、資本金剰余金合計 2 9 億 7, 8 0 3 万 4, 2 2 9 円でございます。利益剰余金と致しまして減債積立金 1, 4 4 5 万円利益積立金 1, 2 2 3 万円建設改良積立金 1 億 5 千万円そして当年度未処理欠損金 2 万 2, 2 8 0 円でございます。

そして剰余金合計と致しまして資本金剰余金と利益剰余金を足しまして 3 1 億 5, 4 6 9 万 1, 9 4 9 円となります。

資本金合計 23 億 8,901 万 873 円と剰余金合計 31 億 5,469 万 1,949 円を加えまして資本合計は、55 億 4,370 万 2,822 円となります。

負債資本合計と致しまして流動負債合計と資本合計を足しまして 57 億 4,783 万 5,088 円となります。以上で平成 13 年度斑鳩町水道事業会計の決算書の説明とさせていただきます。

今後も経営の合理化、最小の経費で最大の効果を上げ、安全で安定した水道水の供給に向けより一層努力してまいり所存でありますので、本決算の認定についてをよろしくご審議賜わりご認定していただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。
質疑にはいる前に休憩いたします。(午前 10 時 39 分)

委員長 再開いたします。(午前 11 時 00 分)
それではご質問を受けてまいりたいと思います。委員より質疑を受けいたします。

中川委員 資料 7 にある単位は間違いですね。それと、資料 3 の県水の有収水量 2,262,181 \square で、監査委員意見書の 7 ページでは 2,261,852 \square で、単価が 155.58 円と 155.56 円の違いがあるのですが、この差はなぜ出てくるのですか。

上水道課長 単位 m^3 は \square の間違いです。

佐藤課長補佐 代表監査委員さんが言っておられた意見書の中の数字なんですが、7 ページの 2,261,852 につきましては、この左の区分に書い

ております受水費に93.2%の率を掛けている関係で出た数字で計算しておられると思いますが、資料3につきましては率ではなく水量で割り戻している関係で、若干端数が変わってくるということでご理解をお願いしたいと思います。

中川委員 監査委員さんの分も93.2%の率で掛けて、資料3も93.2%で掛けているのと違いますか。

上下水道 資料3では実数で書かさせていただいております。県水のメーター部長
で受水したもので・・・

委員長 暫時休憩します。(午前11時6分)

委員長 再開いたします。(午前11時25分)

藤原監査 監査委員の意見書に係ります有収水量であります。これについては、県水の受水量に有収率93.2%を掛けたものであります。同じ書記
く水道の資料につきましては、その有収率93.2をそのままではなく、給水量と有収水量から求められる有収率、それを掛けて計算したものです。その端数の差が有収水量の差となって表れております。来年度につきましては監査委員に申し上げまして、そのようなご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

中川委員 平成12年の6月の水道決算審査特別委員会の時に給水量が減っているのに、県水の受水量が165,632トン増えていると、給水量が減っているのになぜ県水が増えているのかと質問させてもらったときに、町長は水が無くなったときに県水を買っておかないと売ってくれませんかという答弁でしたが、今年度は183,120トン減らしてもらって、お金の換算したとき1,848万ほど減っていますね。12年度から13年度に減らしてもらっているのはありがたいことです

が、どこまで減らしてもらえるものなのか。まだお願いしたら減らしてもらえるのかお聞きしたと思う。

町 長 県水は5年くらい前に市町村の割り当てがあるわけです。うちは県水と絡みがある関係で、昨年ご無理申し上げまして、委員会からもそういう話があったものですから、できるだけ県と交渉しまして調整をさせていただいた。しかし、中川委員のようにある程度は話ができますが、大滝ダムもまもなく完成していくわけですから、ある程度県の配分に応じていかなければならない。ただ極力努力はしますものの、向こうは絶対に買い取ってもらわないといかんということはおっしゃって来ると思います。その辺駆け引きがあると思いますが、数量的には県が示してるように、町が割り振られた量については購入しなければいけないという確かなものはございません。ただその中でできるだけ担当の職員にもできるだけ県水を1トンでも10トンでも節約することによって、自己水で苦勞して作られたものが助かるということですから、そういう努力はさせていただきますが、一応県水の割り当てというのは何年か割り振りされているということだけご理解願いたいと思います。

中川委員 浄水場も今新しく整備してもらっていますが、なるべく自己水で補っていけるようによろしく願いしておきます。

里川委員 1つ確認させていただきたいのは、決算書の20ページに企業債の本年度末残高を上げていただいておりますが、この数字と企業債の残高の見通しを見ていきたいということで、資料8にあえて企業債残高の記載をしていただいたわけなんですけど、ここの資料8の13年度企業債残高を見ますと、ここで数字違うのです。これはどういうことなのかお尋ねしておきたいと思います。

佐藤課長 今ご指摘の数字につきましてはこちらの入れ間違いです。正しい数

補佐 字は、2, 095, 648でございます。そうなりますとそれ以降の残高がその差額の方だけ変わってきますので、差し替えさせていただきたいと思います。

里川委員 それではお願いしておきます。

余りよく分からなかったところなのですが、ポンプの入れ替えというところで、決算書の方に5号、11号の分で工事費などについて出ているのですが、この工事の金額については余り変わりはないのですが、工期的には差があるのです。どうしてこのような差が出るのか教えていただきたいのと、取水井戸現況調査表というのを何時の時点でもらったかどうか忘れたんですが、これを見てもみますと5号の方が平成6年4月に入れ替えして、11号の方が7年の1月に入れ替えしているというのがあるのですが、それと同じように見ていたら6年とか4年とか5年で入れ替えしているポンプがあるものですから、それ以前に入れ替えしているのもあるので、ポンプの入れ替えの時期というか、耐用年数であるとか、そういう使用頻度にもよって変わってくるのかということなど、もう少しポンプのことについてのご説明、そして今後の動向などについて合わせて教えていただけたらありがたいと思います。

上水道課 1点目の井戸のポンプの入れ替えの時期でございますが、工事の期間中というのは一度井戸を開けてまた潰れているという状態になったときに、揚げて点検しなければならないこともある。それによって部品を直ぐに取り寄せできるものか、それらによって若干の工期が変わってくる。それとその井戸によって砂などが巻き込まれたときには、大体ポンプは15年の耐用があるのですが、砂を巻き込んだりして通常時間毎日稼働していることから、ポンプの状態が傷むのが早くなる。それはいろんな調査をしながらしております。

里川委員 そうしましたら、工事の期間に関してはその設備面での問題によっ

て工期が長くなったり短くなったりするということであって、地形的な問題とかでそんなふうになっているということでないかと理解しておいていいのかなと思うのですが。

それと、耐用年数ポンプは15年あるとおっしゃっておられましたが、今回少し早い取り替えとなっていますが、それは課長説明されたように両方とも砂を巻き込んだりという状況が見られてそうだったのか。今後他の井戸で私が指摘させてもらっているように、もう少し前に入れ替えしているところはどうなるのか、来年度に繋がっていくのかどうかそういう見通しも教えてほしいと思います。

上水道課長 井戸のポンプの見通しでございますが、定期的にローテーションを組んで修理を順にやっている状態です。

里川委員 ということは、他の井戸のポンプも来年度点検しながら、2箇所ほどぐらいやっていこうという理解でよろしいですか。

上下水道部長 ポンプの寿命は今まで15年でやっておりましたが、監査委員から指摘があったように、耐用年数を5年で定めております。井戸のポンプの寿命は、ポンプの性能100%で揚げていくと寿命はかなり短くなりますので、その辺はある程度ローテーションを組みながら延命化に努めているところです。

今回2本修理させていただくのは特に故障があつたもので、揚水量がある程度下がってくるその時点で修理をしております。来年度何本修理するとか、その次何本いきますということではなく、揚水量が下がってきた時点で取り替え等の修理をいたしております。

5号井戸とかでかなり工期が違っておりますのは、故障の調査等、あるいはポンプの種類等によって若干時間が違ってきます。今後そういうことも十分研究しながらやっていきたいと考えています。また農業用水の関係もあって、6月くらいから目安でしたら農水にも使われますので、その辺も十分調整しながらやっているという状況でございます。

ます。

里川委員 今言われる5号の取水井戸でしたら、8年度の状況を見ていたら、1日の平均が600□で稼働日数61日というような形で書かれていたのです。これは9年にもらっている資料なんです。逆に宮ノ北では平成5年に取り替えられて、これは1日の取水量1152□、稼働日数332日となっています。このポンプについてはこれまでにされていますでしょうか。分かれば教えてください。

上下水道
部長 宮ノ北、一ノ坪はかなり揚水量は高い方ですが、この時期的なものについては今資料を持ち合わせておりませんので、判り次第連絡させていただきます。

里川委員 もう1点、徴収不能ということで、特別損失という説明があったと思うのですが、その数字を見てみると、12年度の決算より13年度の方が増えてきているように思います。部長の説明でもあったと思いますが、その徴収不能になっているという分で少し増額してきているのかなと心配しているのですが、状況としてはどうなんでしょうか。担当として感じておられることがありましたら説明をしていただきたいと思います。

上下水道
部長 徴収不能額というのは、平成7年度分を落とさせてもらったもので、去年は49万円、今年は66万円で増えておりますが、これは大口のところは1件あったために増えております。傾向といたしましては、35ページの未収金の一覧表の中で過年度分294万9000円、これが本来の滞納分です。昨年度末では340万ということで若干改善はしているところです。

浅井委員 井戸を掘られるときの深さによってポンプを設定されるのですか。

上下水道
部長 今宮ノ北で176mありますけれど、ポンプの位置は120～130mぐらいで設定させていただいております。その井戸の状況、これは専門家で調査しておりますが、その地質の状況によってポンプの位置が変わってきます。底にすると砂などが巻き込んできたりしますので、120～130mの位置に設定しております。その位置については各井戸によって若干変わってくると、水質とか揚水量によって変わってきます。

浅井委員 私のところでは灌漑用に使っている井戸ですが、一応300掘ったら上水を取るということで、200ぐらいに停めた場合にポンプが小さい。それで耐用年数が来たら替えるのに、今度水位が下がっているからそのポンプが10馬力であれば今度15馬力の大きいものに入れ替えしないといけない。今度ポンプを入れるとき余計要るから深井戸に一番底から揚げるという状態で、儉約して井戸を掘ったらはじめから大きなポンプが入っているから今度水位が下がってもポンプを下げてたら水が揚がるやないかということを知ったので質問させていただきましたが、町はあくまでも飲料水ということになれば、砂を吸い上げるということは良い水が出てこないということで、上水を取っておられる。底水は細かい砂がありますのでとても飲料水は出来ないとはいえず。多少ポンプの寿命も違いますし飲料水は高くつくと思う。農業用水は水さえ揚がったらいいということで大きいポンプを入れていま

里川委員 斑鳩町の広報に以前は水質検査の結果が載っていたと思うのですが、いつからか検査結果が載らなくなって、今回も6月号には4月に水質検査を行いましたということで、検査基準には適合していましたが、詳しい数値を知りたい人は上水道課へお問い合わせくださいということが載っているのですが、いつからこういう形になってしまったのか、それと数値を知りたいとなったらどういう方法で知らずということにしているのかということを確認さ

せていただきたいと思います。

上水道課 広報紙のスペースの関係上で載せなくなっています。水質検査は毎月
長 やっております。

上下水道 検査は西和衛生試験センターで定期的にさせていただいております。
部長 その結果については議会等へ報告をいたしております。それと同じ内容のものは住民の方が来られたら閲覧していただくということを考えています。平成11年くらいから広報の記載についてはそういう形で掲載させていただいております。

里川委員 水道部へ行って閲覧ということになったら、今までやったら全戸に
配布している広報紙に載せていたわけですね。しかし今後載せなくなったらどうするのと言ったら、わざわざ水道部へ行かないと見せませんよということですね。それは今の時代に逆行しているような感じがしてます。私がお答えを期待していたのは、もし電話でもされて、この表でも町民から要求があればFAXでもしてあげるのかと思ったのですが、浄水場まで行って閲覧せなあかんという状況、それしかダメなのですか。閲覧という形しか取れないのですか。

上下水道 これは公開を原則としていますので、コピーで渡そうと思っていま
部長 す。

里川委員 行政として後退しているような状態にあるということが、非常に残念
なので、できたら今後考えていただきたいなと思うのは、水道部は庁舎と別の建物で離れたところにありますので、どなたでもいろんな用事で役場に来られた人が待ち時間にでも見れるような状況、庁舎内の掲示板などで掲載するような形での姿勢を持っていただきたいと思いますので、検討していただきたいと思います。

上下水道
部長 そういうことも視野に入れながら検討させていただきたいと思いま
す。

萬里川委
員 農業用水にかかわって水道水が使えないということをお話されている
中で、今の5号井でしたか農業用水として使用云々という話があった
のですが、これは自己水のみ使えるのか、この建水にかかわって使え
ないのか、私自身はそれは知らなかったのですが、農業用水としての
使用はどこまで認められているのか教えていただきたいと思います。

上下水道
部長 5号については農業用水兼用ということになっていて、後の3本に
ついては水道用の揚水に使っています。特に農業用水として目安には
3本町で管理をしております。農業用水の関係につきましては来年4
月目安自治会と農業用水に使用する時期等について年間のスケジュー
ルを組んでおります。その中でできるだけ農業に支障のないような形
で日程等について調整させていただいております。

 県水につきましてはございません。できるだけ自己水を取っていき
たいということで、今年度についても1本増設を考えておりますが、
その辺検討しながら目安と十分ご協議させていただきたいと思ってお
ります。

萬里川委
員 そうすると一定の地域だけが農業用水に利用できるというように取
られるので、その辺は農業にかかわって渇水状態になったということ
になりますと、年間に応じてスケジュールを組んでいない場合、どう
しても水が必要なときにはこの上水道が使えることが不可能というこ
とになると思うのですが、今後の問題として要請があがってくる可能
性があるとしたらどのようなお考えをお持ちになっているか。

上下水道
部長 目安地域については昭和53年に目安地域の水源確保という契約を
結んでおります。これは元々目安富雄川に井堰があったものを撤去す
るときに、農業用水として目安が井戸を掘られています。それを水道

として使用させていただいているということから、当初からそういう補償契約をしております。

萬里川委員 原則として農業用としての上水道は使えないということではないか。他地域でもそういうことになっているのか。斑鳩町だけでなく全部そういう形で捉えられているのですよということであれば納得するのですが、そうでなければ今後利用できる方法があれば前向きに広げていただきたいと思う。

上下水道部長 元々目安につきましては、目安が掘られた井戸を町が上水として今現在管理しています。その中で基本的には現在目安と阿波に8本の井戸がありまして、その内の3本については農業用水、後一本については農業と水道との供用、残りの3本については揚水用として取水すると・・・

委員長 委員さんが質問されている内容と答弁は違うと思いますが。

萬里川委員 要するに自己水であって農業用の水でしか農業には使えないのかということですね、言い換えれば。それと斑鳩町だけでなく全部の方がそういう上水道に使えるのは補償の関わりとか、自分たちで農業用として掘った部分を使うしかないのですか。斑鳩町だけでなく、全部こういう方法で農繁期の水を利用されているのはこういう形なんですよということなんですかということをお教えいただきたいということで聞いています。

委員長 暫時休憩いたします。（午後0時2分）

委員長 再開いたします。（午後0時10分）

先ほどのお尋ねの件については一定ご答弁を整理していただいたということによろしいです。

午後1時まで休憩をさせていただきます。

委員長 再開いたします。（午後1時）

午前中の議論の中でご指摘のありました資料についてはお手元にお配りさせていただいております。この資料についてご説明をいただきます。

上下水道
部長 （別紙資料により説明）

委員長 午前中に引き続き委員より質疑を受けていきたいと思いをします。

里川委員 水道事業に関しまして、私もいろんな意見を申し上げてきましたけれど、有収率も上げていただいている。自己水の比率も上がってきているということで相当努力をしていただいていると感じているところなんです、財政計画の中で企業債の残高を付けてくださいということで資料をお願いしたわけですが、見ていきますと非常に設備投資などでお金がかかってきて心配になってきたところなんです、あと15年から17年までの計画の中では企業債の方は見込んでいない状況なのですが、これから公共下水道の関係の中で、その工事が22年度まで計画があると思うのですが、工事をやっていく中で同時に水道の方も工事したりするということも出てくるのではないかという気がしてますが、この5年間企業債を挙げておられないのですが、その公共下水との関係を教えていただきたいのと、この資料を見させていただいて部長から説明もありました11号井戸の関係では修理とか取替で大変な状況だと思う反面、同じ幸前にある12号の方でしたら8年修理されてからずっと今のところ置いてあるということで、11号井戸より12号井戸の方が取水している量が非常に多いし、稼働日数もやや多いように認識しているのですが、これについてはどういう差になっているのか、説明をお願いしたいと思います。

上下水道
部長

1点目の公共下水道の関係ですが、財政計画表の建設改良費のところで、公共下水道と老朽管更新につきまして、14年度は2億円、後は1億7000万円程度で組んでおります。公共下水道に伴っては企業債でなしに通常の留保資金でやってまいりたいと考えています。

取水井戸の11号と12号の関係ですが、12号につきましても平成14年度今現在ポンプが故障し、修理している段階でございます。11号につきましてもかなり修理が出てきております。井戸の口径も小さいということもあり、特に井戸のポンプの羽根が傷んでくるということで、修理もしますが新たに羽根だけ交換ということもさせていただいております。その井戸の状態によって砂が揚がってくるという状態が続いておりまして、その辺で羽根の交換とさせていただいております。井戸の状態によって修理の状況が変わってくるということでございます。

里川委員

もう1点なんです、先ほど監査委員さんの方にもお尋ねしたのですが、意見書の9ページで水道事業の広域化も考慮しなければならず、難しい問題であるということで指摘をされている中で、ご説明のあった減価償却なんです、そういう監査委員さんの指摘を受けて町としては今後このことについてどのようにしていくのか。町の考え方を確認させてください。

上下水道
部長

監査委員さんの減価償却の関係でございますが、特に公共下水道工事等によりまして、工事負担金で施工した配水管につきましては平成10年度までは減価償却していなかったということでございます。この処理は監査委員さんが述べられたように公営企業法上問題はないというところではありますが、今後の財政状況を見る中で我々としては平成11年度から処理をいたしておりますが、平成4年から平成10年の間が減価償却をしていないということのご指摘でございます。これにつきましては今現在水道料金等の関係もありますので、これを即入

れますと水道料金に跳ね返ってきますので、営業収益がかなり赤字になるという関係で、先ほど以前町長が平成14年の予算委員会で県営水道は値上げしないから料金改定しない旨の答弁をされておりますので、その辺の関係もありますので我々としてはその意向もあります関係上慎重に検討していきたいと考えております。

里川委員 町単独の考え方で今お聞きさせていただいたわけですが、先ほど監査委員さんにも申し上げましたとおり、市町村合併の研究調査を私独自でさせていただく中で、この水道の事業に関しては難しい面もかなりあるのではないかなということ、いろんな勉強をさせてもらっているところなんです、そういうことと言えばこの広域化の中の、いわゆる7町の状態というのはどうなのでしょう。斑鳩町と考え方、足並みは揃っているのか、監査委員さんがおっしゃっていたように減価償却費にはかなり各町ばらつきがあるというようなことをおっしゃっていたように思うので、そういう広域化ということを斑鳩町としては視野に入れて他町の状況というのを掴んでおられるのかどうかということをお聞きしておきたい。

上下水道
部長 まず広域化の関係でございますが、水道事業としては広域化とか企業団経営、水道事業の企業団ということも視野に入れていかなければならない。その中で広域7町では昨年度から予算決算等の資料を持ち寄って現在検討させていただいております。それと各施設と人件費等検討させていただいておりますけれども、まだ具体的にどうするということは現在考えておりません。ただ合併、広域化するとしてもかなり料金等にばらつきがありますし、加入負担金等にもばらつきがあります。その辺の調整と各施設、浄水施設を統合するということは地域的に難しいということもあって、かなり時間を要するのではないかと考えています。利点としては、事務的な経費たとえば料金計算とか一般経費が安くなるということぐらいだと思います。また予算決算の資料を見る中で減価償却の仕方とか予算の組み方とか、そういうものを

個々に研究していきたいと考えております。

里川委員　今いろいろな研究の中で事務的な経費というのをおっしゃいましたが、町の行政改革の関係でOA化の推進をしたときに、水道部の方も11年くらいにシステムを変えて5年間のデータを保管できる。そして資料として活用できるような状態になっていなかった。3年間のデータしかなかったものを5年間にしてとかいう、その改革をされた経過もあると思うのですが、それプラス今年から住民ネットワークの関係でコンピュータのシステムもいろいろ変わっていくと思うのですが、水道部の方はそれとの関連性で事務的なものを進めていく予定なのですか。

上下水道
部長　今現在のシステムは住民基本台帳との連携はしておりません。今後住民基本台帳が変わることによって、それを水道のシステムに乗せていくのには容量的にかなり大きくなって、その費用対効果としてはあまりメリットがないということで、本日まで考えておりません。今後システムを入れ替えることによって、かなりのシステムの変更料が出てきますので、その辺も十分検討しながらやってまいりたいと考えています。

里川委員　学校の施設のようなタンクで水を溜められる施設になっているところ、それが学校であったり一般の住宅であったりしているのですが、関係の担当の係であるとか、そういうマンション・住宅関係であればその大家さんというか、管理に責任をもっておられるところなんかとも積極的に水道部としてもこれから暑くなってくる中で、ちょっとした事件、事故が起こったら、担当されている方もいやだろうと思いますし、我々もそういうことが斑鳩町で起こってほしくないと思っておりますので、衛生管理という面でこれは毎回出ていると思えますけれど、これについてもさらにそういうふうな処理をしていただけるのかということをお尋ねしておきたいと思えます。

上下水道
部長 10トン以上については年1回の定期点検をすることが義務づけられています。10トン未満については今日までいろいろご指摘を受けておりますし、昨年も新聞紙上でいろいろと言われたこともございます。このことから今年10トン未満についても貯水槽の管理の充実と設置者の責任の明確化ということで、水道法の改正がされております。今日まで管理者がなかった設置者に管理義務を与えるということで、10トン未満につきましても、管理義務が法的に出てくるということで、我々その詳細について今現在情報を収集しております。以前管理方法について調査したことはありますが、今後は設置者の責任の明確化ということになりますので、その辺で対応してまいりたいと考えております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りをさせていただきます。とりまとめは必要でしょうか。

(「ない」という声あり)

委員長 とりまとめの必要がないということですので、お諮りいたします。
認定第2号 平成13年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第2号、平成13年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、報告第10号、平成13年度斑鳩町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

上水道課
長 (議案書朗読)
第5次拡張変更事業の第1浄水場の整備工事として、平成13年度
執行の残額1,446万円を翌年度に通次繰越するものであります。

委員長 報告が終わりました。本件について質疑をお受け致します。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。報告第10号、平成13年度斑鳩町水道事業会
計継続費繰越計算書の報告については、当委員会として承認すべきも
のと決することにご異議ございませんか。

(異議ないとき)

委員長 異議なしと認めます。よって報告第10号、平成13年度斑鳩町水
道事業会計継続費繰越計算書の報告については、当委員会として満場
一致で承認すべきものと決しました。

続きまして、報告第11号、平成13年度斑鳩町水道事業会計予算
繰越計算書の報告についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

上水道課
長 (議案書朗読)
公共下水道築造工事の繰越明許に伴い、配水管移設工事及び設計業
務委託料合わせて525万7000円繰り越しするものであります。

委員長 報告が終わりました。本件について質疑をお受け致します。

(質疑なし)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第11号、平成13年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、当委員会として承認すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって報告第11号、平成13年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

それでは私どもに付託されている案件については、これで全て終わらせていただきます。

本日の審査結果の報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それではそのように取りはからってまいります。

閉会にあたり町長よりごあいさつをいただきます。

町 長

早朝から委員皆さんに慎重審議賜りました、認定第2号平成13年度斑鳩町水道事業会計決算の認定につきまして、満場一致でご認定賜りまして厚くお礼申し上げます。また報告第10号、報告第11号につきましてそれぞれご承認いただきましたことについて、厚くお礼申し上げます。

公共料金の関係等については上水道料金の改定等につきましても出来るだけ努力してまいりたい。改定しない方向で取り組んでまいりたいと思っております。

そういうことも踏まえまして、平成13年度の水道決算について認

定賜りましたことについて、厚くお礼申し上げまして挨拶の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

委員長

6月3日の定例会本会議から付託を受けました議案についての審議は全て終了いたしました。委員皆様方には早朝から慎重な審議をいただき誠にありがとうございました。これを持ちまして水道決算審査特別委員会を閉会させていただきます。

(午後1時30分)